

ボランティア団体・グループ活動情報登録実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、馬宮地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が広く馬宮地区内或いは周辺のボランティア団体・NPOなどの活動に関する情報を収集し、馬宮地区内の福祉活動に情報提供するための事項を定めることとする。

第2条（登録の対象となる団体）

登録の対象となる団体は次の各号すべてに該当するものとする。

- （1） 別表に掲げる活動に該当すること。
- （2） 構成員が2名以上の自主的に組織された団体であり、構成員の中に馬宮地区内在住者いること。
- （3） 馬宮地区或いは周辺を活動拠点として行われていること。
- （4） 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
- （5） 特定の政治活動や政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- （6） 暴力団等反社会的活動と関係していないこと。
- （7） その他、公共の活動として不適当なものでないこと。

第3条（登録の手続き）

登録を希望する団体は、ボランティア団体・グループ活動情報登録票（様式第1号）を本会に提出する。

2 本会は、登録票を受理したときは記載事項を確認し、妥当と認めたときはボランティア団体・グループ活動情報登録台帳に登録する。

3 本会は、登録手続きが完了したときは、ボランティア団体・グループ活動責任者に登録完了を通知する。

第4条（登録事項の変更）

登録事項に変更が生じたときは、速やかにボランティア団体・グループ活動情報変更・抹消届（様式第2号）により変更内容を本会に連絡する。本会は登録票に変更内容を記載、保管する。

第5条（登録の抹消）

登録団体は、第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき、又は登録の抹消を希望するときは、ボランティア団体・グループ活動情報変更・抹消届（様式第2号）を本会に提出する。

2 本会は、登録抹消届を受理したときは、速やかに登録を抹消する。

3 本会は、登録団体が次の各号に該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 登録情報に虚偽の事項があったとき。
- (2) 団体として信用を失う行為があったとき。
- (3) その他本会が必要であると認めたとき。

4 本会は、登録抹消手続きが完了したときは、ボランティア団体・グループ活動責任者に通知する。

第6条（個人情報の保護）

本会は、個人のプライバシーを侵害しないため、個人情報はさいたま市社会福祉協議会「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理する。

第7条（登録団体の情報提供）

本会は、ホームページ、電子メール、郵便、書面、電話または口頭等の手段で登録票に記載されている登録団体の情報（個人情報を除く）を提供することができる。

2 本会は、個人の同意を得たうえで、登録票に記載されている個人情報を提供することができる。

第8条（ボランティア活動保険）

登録団体のメンバーはボランティア活動保険に加入することができる。但し、保険料は加入希望者本人の負担とする。

第9条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が別に定める。

附 則 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する活動

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動
- ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動